

1 緊急事態宣言および愛知県緊急事態措置延長を受けた市の対応について

<危機管理監>

緊急事態宣言の期間が 3 月 7 日まで延長となった。愛知県知事は、入院者数が減少すれば早期に解除できるのではとの見解を示し、解除後は営業時間の短縮要請を段階的に緩和する検討をしていると発言。

<総合政策部長>

公共施設・イベントの対応については、原則として、緊急事態宣言の発出時の対応をそのまま延長する。対応内容については、本部会議終了後、各部との調整を経て 2 月 4 日付けで報道発表を行う。

3 月 7 日を待たずに緊急事態宣言が解除された場合、再度調整する。

2 市長方針・指示

<市長>

緊急事態宣言が早期に解除された場合でも、以前と全く同じ状況になるとは考えられない。休業要請の期間や、夜間営業の時間などが細かく定められるなど、段階的な緩和策が講じられる可能性を諸々想定し、準備を進めておくように。

また、国において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加計上された。その用途について、引き続き、今後の施策を十分に検討するように。

<副市長>

置き去りにされている分野がないかどうか慎重に検討し、効果的な施策を講じるように。

3 その他

<総務部次長>

市職員の勤務体制について、愛知県が緊急事態宣言の対象となっている間は、感染症対策として行っている土日・祝日を含めた時差出勤などの現在の体制を継続する。

市職員のテレワークについては、管理職用タブレットや貸出用 PC を使用して実施しているが、その他に個人所有の PC を利用するテレワークシステム実証実験への参加者も実施が可能になる。

各課においては、業務に支障のない範囲で、時差出勤・テレワークを積極的に実施するように。

<市長>

実証実験には、参加する部署が偏ることがないよう職員に周知するように。